

多様な担い手育成・確保事業実施要領

第1 趣旨

多様な担い手育成・確保事業（以下「本事業」という。）は、南相馬市農林水産業振興事業補助金交付要綱（平成18年告示第114号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、本要領に定めるところにより実施するものとする。

第2 目的

本事業は、経営が不安定な新規自営農業就農者や新規雇用就農者を雇用する農業法人等を支援し、多様な担い手の育成・確保を図ることを目的とする。

第3 事業の実施等に関して必要な事項

本事業の実施に関して必要な事項は、次の1から5までに掲げる事業ごとに、それぞれの別記に定めるものとする。

- 1 新規就農者給付金事業 別記1
- 2 農業用機械購入支援事業 別記2
- 3 農地賃借料支援事業 別記3
- 4 移住就農者家賃支援事業 別記4
- 5 農業資格取得支援事業 別記5

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記 1

新規就農者給付金事業

第 1 事業の内容

新規就農者給付金事業は、市内において新たに農業経営を営む新規自営農業就農者に対し、給付金を交付するものとする。

第 2 交付要件等

次に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 交付申請日時点で 4 5 歳以上 6 5 歳未満の新規自営農業就農者
- (3) 南相馬市農業経営改善計画等認定審査会において、青年等就農計画の認定を受けた者又はこれと同等の計画の認定を受けた者
- (4) 農地の所有権又は利用権を有している者
- (5) 主要な農業用機械・施設を所有し、又は借りている者
- (6) 農産物や生産資材等を事業主体の名義で出荷・取引する者
- (7) 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を事業主体の名義の通帳及び帳簿で管理する者
- (8) 農業経営に関する主宰権を有する者
- (9) 国又は県等から同等の支援措置を受けていない者

第 3 交付金額及び交付期間

交付金額は、補助金の交付の決定を受けた日の属する月を基準として、1 月当たり 4 万円を交付するものとし、交付期間は、最長 3 年間とする。

第 4 申請手続等

- 1 補助金の交付の申請をしようとする者は、要綱第 3 条に定める農林水産業振興事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 申請が 1 年目の場合
青年等就農計画認定書又はこれと同等の計画認定書の写し
 - (2) 申請が 2 年目及び 3 年目の場合
前年の確定申告書又は所得証明書の写し
- 2 補助金の交付の決定を受けた者は、要綱第 8 条第 2 項に定める農林水産業振興事業補助金概算払請求書を市長に提出することができる。

第 5 実績報告

補助金の交付を受けた者は、要綱第 9 条に定める農林水産業振興事業実績報告書に、前年の確定申告書又は所得証明書の写しを添付しなければならない（1 月 1 日から 3 月 3 1 までに交付決定を受けた者は、この限りでない）。

第6 就農状況報告

補助金の交付を受けた者は、給付期間中及び給付期間の終了年度の翌年度から起算して3年間、毎年7月末までにその前年度分の就農状況報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

第7 給付金の交付の停止及び返還

次に掲げる事項に該当した場合は、農業次世代人材投資事業の要件に準じ、補助金の交付を停止し、給付金の全部又は一部を返還しなければならない。

（1）給付金の交付の停止

- ア 農業経営を中止又は廃止した場合
- イ 第6に定める就農状況報告を行わなかった場合
- ウ 営農開始2年目以降に、年間の総所得が350万円を超えた場合

（2）給付金の返還

- ア 既に交付した給付金の対象期間中において、農業経営を中止又は廃止した場合
- イ 虚偽の申請又は報告を行った場合

農業用機械購入支援事業

第 1 事業の内容

農業用機械購入支援事業は、市内の新規自営農業就農者又は期間の定めのない従業員（以下「新規雇用就農者」という。）を雇用する農業法人等が野菜や果樹、花き等の園芸作物、酪農、畜産の生産、流通、販売等を行うために必要な機械を購入するための経費の一部を補助するものとする。

第 2 交付要件等

次に掲げる 1 又は 2 の全ての要件を満たす者を対象とする。

1 新規自営農業就農者の場合（新規参入者を含む）

- （ 1 ）市内に住所を有し、交付申請日時点で 6 5 歳未満である者
- （ 2 ）交付申請日時点から過去 1 年以内に、市内で新たに農業を営んだ者又は申請時点から過去 1 年以内に、青年等就農計画又はこれと同等の計画の認定を受けたもの。

親元就農者の場合は、本人が青年等就農計画又はこれと同等の計画の認定を受けていることを条件とする。

2 新規雇用就農者を雇用する農業法人等の場合

- （ 1 ）本市に本社又は事業所を有し、市内で農業を営む農業法人等であること。
- （ 2 ）交付申請日時点から過去 1 年以内に、新規雇用就農者を新たに雇用していること。
- （ 3 ）新規雇用就農者が雇用時点で 6 5 歳未満であり、2 年以上勤務することが見込まれること。
- （ 4 ）新規雇用就農者が労働保険に加入していること。
- （ 5 ）市内のほ場又は作業場等において、本事業により購入する農業機械を使用すること。

第 3 交付金額

本事業の実施に要する経費について、交付申請者 1 回（農業法人等にあっては、新規雇用ごと）に限り 1 0 0 万円を補助金額の上限として、交付対象経費（税抜）の 4 分の 3 以内を補助するものとする。ただし、取得価格が 1 0 万円未満の機械や軽トラック等の農業用以外にも使用することができる汎用性の高いものは補助対象外とする。

第 4 申請手続等

（ 1 ）新規自営農業就農者の場合

農業用機械購入支援事業の申請をしようとする者は、要綱第 3 条に基づく交付申請書に、申請日が属する年度の前年度以降に農業を営んだことが分かる書類（購入した農業用機械の領収書、農地台帳の写し等）又は農産物の販売が確認できる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

親元就農の場合は、本要領第 2 の要件を満たしていることが確認できる書類を別途添付すること。

(2) 新規雇用就農者を雇用する農業法人等の場合

農業用機械購入支援事業の申請をしようとする者は、申請日が属する年度の前年度以降に雇用されたことが確認できる雇用証明書（様式第 1 号）または労働条件通知書等を添付し、要綱第 3 条に基づく交付申請書を市長に提出する。

第 5 実績報告

補助金の交付を受けた者は、事業が完了した日から起算して 3 0 日以内又は事業年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに要綱第 9 条に基づく実績報告書に、購入した農業用機械の領収書または契約書の写しなど購入の事実が確認できる書類を添付し市長に提出する。

第 6 補助金の返還

(1) 虚偽の申請または報告を行った場合

(2) 他の類似する補助金の交付を受けている場合

農地賃借料支援事業

第 1 事業の内容

市内の旧避難指示区域内で営農するために農地を賃借した者に対し、その農地に係る賃借料を補助するものとする。

第 2 交付要件等

次に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 市内の旧避難指示区域内の農地において、販売目的で農作物を生産する農業者、農業者で組織する団体、農業法人等であること。
- (2) 農地の賃借期間が 1 年間以上あること。
- (3) 交付申請日時点から過去 1 年以内に締結した賃貸借契約であること（申請日の前年度までに交付決定を受けた事業についてはこの限りでない）。
- (4) 賃借した農地の所有者が 3 親等以内の親族でないこと。
- (5) 交付申請者が賃借した農地であり、かつ、当該申請者が賃借料を支払っていること。
- (6) 交付申請日時点で、18 歳以上の者
- (7) 本人若しくは経営に属する者が、同一の農地について本事業と類似する他の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

(例)

- ・農業経営高度化促進事業（農地賃貸借料助成制度）
- ・機構集積協力金

第 3 交付金額

市は、予算の範囲内において、5,000 円 / 10 a、150,000 円 / 年を補助金額の上限として補助するものとする。

(1) 補助金の交付の開始

補助金の交付は、全ての交付要件を満たした日の属する月から開始する。ただし、最初の交付申請日の属する年度の前年度以前に、全ての交付要件を満たした場合は、最初の交付決定年度の 4 月とする。

(2) 補助金の交付の終了

補助金の交付は、次のいずれか早い月に終了する。

- ア 全ての交付要件を満たした日が属する月から起算して 60 か月目
- イ 対象農地の賃貸借契約の終期が属する月

第 4 申請手続等

補助金の交付の申請をしようとする者は、農地賃借料支援事業計画(実績報告)書（様式第 2 号）に、賃借権と賃借料等が確認できる書類（借り入れた農地の賃貸借契約書の写し等）を添付し、要綱第 3 条に基づく交付申請書を市長に提出する。

第5 実績報告

補助金の交付を受けた者は、事業が完了した日から起算して30日以内又は事業年度の3月31日のいずれか早い日までに要綱第9条に基づく実績報告書に以下の書類を添付し市長に提出する。

- (1) 農地賃借料支援事業計画(実績報告)書(様式第2号)
- (2) 賃借料の支払いが確認できる書類(振込依頼書や領収書の写し)

第6 実施状況報告

補助金の交付を受けた者は、交付期間中、毎年7月末までに営農状況報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

第7 補助金の交付停止及び返還

- (1) 補助金の交付停止

対象農地において営農していないことが確認された場合

- (2) 補助金の返還

交付期間に営農していない期間が含まれる場合や第2交付要件等(7)に掲げる他の補助金等の交付を受けている場合

移住就農者家賃支援事業

第 1 事業の内容

市外から市内に移住して就農した者（以下「移住就農者」といい、本市に本社又は事業所を有し、市内で農業を営む農業法人等が移住就農者を雇用し、当該農業法人等が賃借した住宅を移住就農者に提供する場合を含む。）に対し、その賃貸住宅の家賃の一部を補助する。

第 2 交付要件等

移住就農者家賃支援事業は、次に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- （１）自営農業就農者の場合、認定新規就農者（既に農業経営開始した者に限る）であること。
- （２）雇用就農者の場合、農業法人等において期限の定めなく正規雇用された者であること。
- （３）交付申請日時点で、本市に住所を有した日から１年以内の者であり、かつ、本市に居住の実態（寝食等生活の拠点として日常的に利用することをいう。以下同じ。）がある者であること。なお、みらい農業学校の卒業生である場合この限りではない。
- （４）本市に転入した日の前日から起算して過去３年間に２年以上継続して本市に住所を有しておらず、かつ、居住の実態がなかった者であること。なお、２年制の短大等への進学者で、卒業要件を満たしたうえで早期に就農する場合この限りではない。
- （５）自営農業就農者の場合、申請者が賃貸借契約の賃借人であり、かつ、申請者名義で借賃の支払を行っていること。
- （６）宅地建物取引業免許を有する事業者との賃貸借契約であること。
- （７）公営住宅でないこと。
- （８）本人及びその世帯員が、本事業と類似する補助金及び手当等の交付等を受けていないこと。

第 3 交付金額及び交付期間

市は、予算の範囲内において、月額家賃（敷金、礼金、仲介手数料、共益費、管理費、修繕費及び駐車場使用料等の借賃以外の費用は含めない）又は借り上げ住宅に係る従業員負担分について、１月当たり６万円を上限として、移住就農者が居住する賃貸住宅が市内の旧避難指示区域にある場合にあつては４分の３以内を、市内の旧避難指示区域以外の区域にある場合は２分の１以内を補助するものとする。

（１）交付始期

全ての交付要件を満たした日が属する月とする。ただし、最初の交付申請日の属する年度の前年度以前に全ての交付要件を満たした場合は、最初の交付決定年度の４月とする。

（２）交付終期

次のいずれか早い月とする。

- ア 全ての交付要件を満たした日が属する月から起算して２４か月目
- イ 市が認定した青年等就農計画の有効期間の終期が属する月
- ウ 雇用契約が終了する月

第4 申請手続及び提出期限

移住就農者家賃支援事業の申請をしようとする者は、移住就農者家賃支援事業計画書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付し、要綱第3条に基づく交付申請書を市長に提出することとし、提出期限については、申請が1年目の場合は第3（1）に基づく交付始期の月から3か月以内、申請が2年目及び3年目の場合は、申請年度の4月末日（4月末日が土日祝日に該当する場合は翌開庁日）までとする。

（1）申請が1年目の場合

- ア 認定新規就農者は、農業経営を開始したことが確認できる書類（農地基本台帳、農地の売買契約書、農産物出荷伝票の写し等）
- イ 雇用就農者は、農業法人等において期間の定めがなく正規雇用されたことが確認できる書類（雇用証明書（様式第1号）若しくは雇用契約書の写し等）
- ウ 住居の賃貸借契約書の写し
- エ 移住就農者の戸籍の附票の写し

（2）申請が2年目及び3年目の場合

- ア 認定新規就農者は、農業経営していることが確認できる書類（農産物出荷伝票の写し等）
- イ 雇用就農者は、農業法人等において継続して正規雇用されていることが確認できる書類（雇用証明書（様式第1号））
- ウ 住民票の写し

第5 実績報告

補助金の交付を受けた者は、事業が完了した日から起算して30日以内又は事業年度の3月31日のいずれか早い日までに要綱第9条に基づく実績報告書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出する。

（1）自営農業就農者の場合

家賃の支払いが確認できる書類（領収書、引き落とし口座の写し等）

（2）雇用就農者の場合

借り上げ住宅における従業員負担分が確認できる書類（給与明細、領収書の写しなど）

第6 実施状況報告

補助金の交付を受けた者は、交付期間中及び交付終了月の翌月から起算して交付期間と同期間、毎年7月末までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

（1）自営農業就農者の場合、就農状況報告書（様式第3号）

（2）雇用就農者の場合、就業・研修状況報告書（様式第5号）

第7 補助金の交付停止及び返還

1 補助金の交付停止

- （1）農業への従事又は営農していることが確認できない場合
- （2）本市に居住していることが確認できない場合

2 補助金の返還

- （1）本事業による交付期間に農業に従事又は営農していない期間が含まれている場合
- （2）他の類似する補助金の交付を受けている場合

農業資格取得支援事業

第 1 事業の内容

新規自営農業就農者、新規雇用就農者又はみらい農業学校の研修生に対し、農業生産活動を目的とする免許取得に要した費用の一部を補助する。

第 2 交付要件等

次に掲げる 1、2 又は 3 の全ての要件を満たす者を対象とする。ただし、本事業と類似する他の補助金等の交付を受けている、又は受ける予定の者は対象外とする。

1 新規自営農業就農者の場合

(1) 市内に住所を有する者

(2) 交付申請日から過去 1 年以内（中型自動車第一種免許は、普通自動車第一種免許の交付日から 3 年以内に取得する場合、大型自動車第一種免許は、普通自動車第一種免許の交付日から 5 年以内に取得する場合を含む。）に市内で就農した者、申請日から過去 1 年以内に青年等就農計画若しくはこれと同等の計画の認定を受けた者、又は交付申請日から 150 日以内に市内で就農が見込まれる者

(3) 交付申請日時点で 65 歳未満である者

2 新規雇用就農者の場合

(1) 市内に本社又は事業所を有し、市内で農業を営む農業法人等において、交付申請日から過去 1 年以内（中型自動車第一種免許は、普通自動車第一種免許の交付日から 3 年以内に取得する場合、大型自動車第一種免許は、普通自動車第一種免許の交付日から 5 年以内に取得する場合を含む。）に正規雇用された者、又は交付申請日から 150 日以内に正規雇用されることが見込まれる者

(2) 交付申請日時点で 65 歳未満である者

(3) 新規雇用就農者が労働保険に加入していること

3 みらい農業学校の研修生の場合

(1) 卒業した日から 150 日以内に市内で就農する意思のある者

第 3 補助金額

市は、予算の範囲内において、下表の免許取得費用のうち、教習所における教習料相当額の一部を補助するものとする。

免許の種類	補助額（定額）
準中型自動車第一種免許	80,000 円
中型自動車第一種免許	90,000 円
中型自動車第一種免許(限定解除審査)	40,000 円
大型自動車第一種免許	170,000 円
大型特殊自動車第一種免許	50,000 円
けん引自動車第一種免許	70,000 円

第4 申請手続

補助金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添付し、要綱第3条に基づく交付申請書を市長に提出する。

1 新規自営農業就農者の場合

- (1) 就農したことが確認できる書類
- (2) 青年等就農計画若しくはこれと同等の計画の認定を受けた者にあつては、青年等就農計画認定書又はこれと同等の計画認定書の写し
- (3) 市内で就農する旨の意思確認書(様式第7号)
- (4) 免許取得に要する費用が確認できる書類(教習所が発行する見積書、申込書等の写し)

2 新規雇用就農者の場合

- (1) 農業法人等において期間の定めがなく正規雇用されたことが確認できる書類(雇用証明書(様式第1号)若しくは雇用契約書の写し等)又は就農が見込まれることが確認できる書類(内定通知書の写し等若しくは雇用見込証明書(様式第1号))
- (2) 雇用保険に加入していることが確認できる書類
- (3) 免許取得に要する費用が確認できる書類(教習所が発行する見積書、申込書等の写し)
- (4) 取得予定の免許の使用に関する確認書(様式第8号)

3 みらい農業学校の研修生の場合

- (1) 市内で就農する旨の意思確認書(様式第7号)
- (2) 免許取得に要する費用が確認できる書類(教習所が発行する見積書、申込書等の写し)

第5 実績報告

補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了した日から起算して30日以内又は事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、要綱第9条に基づく実績報告書に取得した免許の写し及び教習料の領収証の写しを添付し、市長に提出する。

第6 実施状況報告

補助金の交付を受けた者は、交付の翌月から起算して36か月後の属する年度の毎年7月末までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 新規自営農業就農者の場合は、就農状況報告書(様式第3号)
- (2) 新規雇用就農者の場合は、就業・研修状況報告書(様式第5号)

第7 補助金の返還

- (1) 虚偽の申請、又は報告を行った場合
- (2) 他の類似する補助金の交付を受けている場合
- (3) 補助事業により最後に免許を取得した日の属する月から起算して36か月以内に離農した場合
- (4) 市内で就農することができなくなった場合